

掛川市規則第7号

掛川市職員職名規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員職名規則の一部を改正する規則

掛川市職員職名規則（平成17年掛川市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「参事」の次に「、健康統括官」を、「専門官」の次に「、主席園長」を、「係長」の次に「、指導主事、園長」を、「栄養士」の次に「、幼児教育士」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

